

< 報告書 >

## 大学における障害学生支援の取り組み — 支援ニーズの検討 —

富 永 大 悟  
金 彦 志  
梅 田 真 理

### 1. 問題意識

高等教育機関における障害学生の支援は、新しくもあり古い問題でもある。大学に受け入れられた障害学生は、大正元年に全国の大学に先駆けて関西学院大学が視覚障害を持つ学生であった(神田, 1999)。神田は関西学院大学が受け入れた当時の背景を「戦前における本学の視覚障害者の受け入れは、先駆的意義をもつものであったが、その基本姿勢は、教職員や学生の隣人愛や奉仕の精神と自発的意義に支えられたものであったと言えるであろう。その段階では、必ずしも障害者の人権を擁護し、その学習権を保証するという人権思想を基礎とするものではなかったのである」と述べている。関西学院大学の建学の理念である“奉仕のための練達(社会貢献のためにこそ実力を身につけよ)”と隣人愛や奉仕の精神といったキリスト教の教えに基づいたものであったとしても、後に卒業した視覚障害を持つ学生らが点字図書館や視覚障害者福祉施設を創設するなど社会的に大きく貢献したことから、大学教育の場に障害者を受け入れたことは、先駆的考え方であったことは言うまでもない。

現在、大学を含む高等教育機関で学ぶ障害のある学生の数は年々増加している。独立行政法人学生支援機構の調査によれば、障害のある学生の在籍数(身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳および療育手帳を有している学生又は健康診断等で障害が明らかになった学生)は、平成17年度5,444人であったが平成26年度では、14,127人と約3倍となった。しかもそれ以降、急激な在籍者数を示し、平成29年度31,204人と平成26年の約2倍、平成17年度の6倍となっている(図1)。この先も高等教育機関に在籍する障害のある学生は急激な増加の一途を辿ると考えられる。

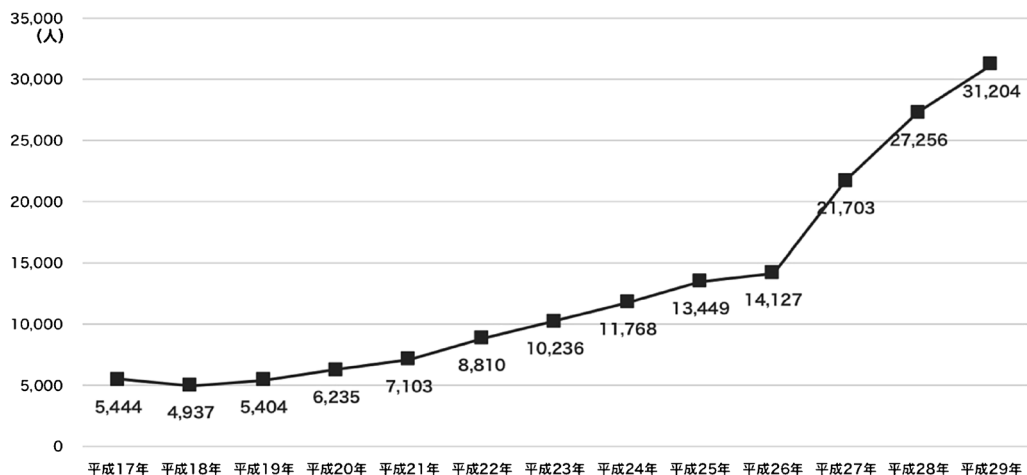


図1 障害のある学生の在籍者数（全体推移）

各年度の数値は、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まれない。

出典：平成17年度～平成29年度「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書（日本学生支援機構）」

このような高等教育機関に在籍する障害のある学生が増加する中、障害学生を取り巻く社会環境は大きく変化してきた。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が2013年に制定され、2016年から施行されている。この障害者差別解消法は、行政や公立施設、会社などの事業者すべてに対し、①障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由とした差別の禁止、②障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（以下、合理的配慮の提供）が求められている。無論、教育機関も適用対象である。文部科学省（2015）は、国立大学等に対する国等職員対応要領の策定と公表を行い、それに寄れば国公立大学では合理的配慮は義務とされている。一方、私立大学等に対する障害学生のための対応指針の策定・告示により、私立大学では合理的配慮は努力義務とされた。

義務化された国公立大学や経済的に余裕の見られる大規模私立大学に比べ中小の私立大学では障害のある学生への支援は大きく遅れている。本学では、差別解消法の施行に合わせ、2016年度に障害のある学生を支援する専門部署として特別支援室を開設した。当初は学部教員の兼任であったが、翌年度より専従の教職員が配置された。平日の日中に教職員が常駐することにより、修学の不安に対し気軽に来室できるようになるなど、開設年度に比べ少しずつであるが障害のある学生が日常の平然を取り戻す場所となりつつある。

特別支援室の取り組みの中心は、障害のある学生の面談や修学支援、学習指導などである。

しかし、個別対応に時間が割かれ、障害のある学生全体に共通するような支援の取り組みはこれからであり、その支援内容を考える上で、学生が希望する支援のニーズを明らかにすることは必要不可欠であると考えられる。

本研究は、本学における特別支援室の利用者アンケートを通し、支援のニーズを明らかにすることで、障害のある学生への支援の取り組みを検討することを目的とする。

## 2. 方法

特別支援室を利用している学生を対象に、講義および特別支援室での個別の支援を受けることができたかについて、質問紙による利用状況の調査を行った。

質問紙調査は、ウェブサービスを利用しオンライン上で実施した。調査期間は、平成30年3月から4月までであった。インフォームドコンセントを得たのち、在学生には対面時、卒業生は自宅から回答を求めた。回答した学生の平均学年は、2.5年生であった。質問紙の回収率は95.4%であった。

支援対象の障害種別は、聴覚障害、発達障害（ASD、ADHD、学習障害など）、精神障害、病弱・虚弱であった。

質問項目の設定にあたり本学の合理的配慮依頼文書の発行について説明する。本学では、講義や演習等で配慮や支援を必要とする障害のある学生や保護者の求めに応じ、特別支援室が窓口となり、対象学生が所属する学科と配慮内容について合意形成を行っている。合意された内容を基に合理的配慮の依頼文書が作成され、学生相談・特別支援センター長と学科長もしくは専攻長の連名で発行される。発行された合理的配慮依頼文書は、対象学生が講義担当教員へ直接手渡すことにより配慮を依頼している。一方で、対象学生が所属する学科および専攻の教員への合理的配慮依頼は、合理的配慮依頼文書を学科長名や専攻長名で発行していることから配布を行わず、各学科、各専攻の会議で学生への支援体制について共通理解するように依頼している。したがって、実際に合理的配慮依頼文書が配布される教員は、学生が所属する学科外の専任教員と非常勤講師となる。

質問項目は、大項目として(1)合理的配慮の依頼文書、(2)講義内における合理的配慮、(3)特別支援室に求める支援、(4)特別支援室の利用ルールと施設面の4項目を設定し、それぞれに小項目を設定した。小項目の回答は、5件法、または、自由記述で求めた。各小項目は以下の通りである。

- (1) 合理的配慮の依頼文書は、配慮内容、文書発行時期、配付方法が適切であったか。なお、回答は対象学生のみ求めた。
- (2) 講義内における合理的配慮については、講義における実際の配慮内容、座席位置の配慮、

資料配付等の配慮、出席等の配慮、課題や試験の代替処置の配慮がなされたかどうか。

- (3) 特別支援室に求める支援は、レポート等の修学支援、試験やレポートへ取り組み方や計画支援、学外活動（アルバイトなど）の相談、特別支援室と学内外の連携についてであった。また、特別支援室で実施している学習指導、ソーシャルスキルトレーニングについて受講希望の有無を3件法で回答を求めた。
- (4) 特別支援室の利用ルールと施設面は、面談環境、面談以外の休憩場所、他の学生との接触の可否についてであった。

### 3. 結果

- (1) 合理的配慮依頼文書（以下、配慮文書）の配布に関する回答を表1に示す。配慮文書の配布は、記載された配慮依頼内容、講義担当教員への配布時期ともに全員が適切であったと回答した。しかし、講義担当教員への手渡しによる配布は、67%の学生が不安を感じていたことが明らかであった。

表1 合理的配慮依頼文書の配布に関する回答

	適切であった	不適切であった
配慮文書の内容は適切でしたか	100%	0%
配慮文書を科目担当教員に配付した時期は適切でしたか	100%	0%
	不安があった	不安はなかった
配慮文書を科目担当教員に手渡すことに不安はありませんでした	67%	33%

次に、配慮依頼文書に記載された事項について、合理的配慮を受けることができたかについて表2に示す。配慮依頼を行った学生全員が記載された事項に対する配慮を受けることができていた。また、その配慮の方法は学生の希望に沿った配慮を受けることができていた。一方で、希望していない配慮を受けたと回答も見られた。希望しない配慮として受けたものは、個別の講義資料配布であった（表3）。

表2 講義等における合理的な配慮

	受けられた	受けられなかった
配慮文書の事項に対して、配慮を受けられましたか	100%	0%
配慮の方法は希望に沿ったものでしたか	100%	0%
希望していない配慮がありましたか (不要な配慮や余計な配慮など)	11%	89%

表3 希望しない配慮内容

	かなりあった	なかった
個別の資料配布	11%	89%
個別の声かけ	0%	100%
個別の課題提示	0%	100%
その他	—	—

- (2) 学生が受講した講義内で受けた具体的配慮について表4に示す。7割以上の学生は座席の配慮や講義資料に対する配慮を受けていたが、希望しながらも受けられなかったと回答した学生がいた。資料等に対する配慮は、具体的に内容を分けて質問していないため、どの配慮を受けられなかったのか確認することができなかった。一方で、希望学生全員が受けられた配慮は、出席等（遅刻・欠席・途中退席など）の配慮であった。

表4 講義内で受けられた配慮

	かなりあった	まったくなかった
座席に対する配慮はありましたか	75%	25%
講義で資料等に対する配慮はありましたか (録音・板書撮影・資料配付など)	75%	25%
講義で出席等に対する配慮はありましたか (遅刻・欠席・途中退席など)	100%	0%

	受けられた	受けられなかった
講義内の小テスト、学期末試験に必要な代替処置を受けることができましたか	80%	20%

- (3) 全利用学生に質問した項目の回答について検討する。まず、特別支援室に求める支援について表5に示す。障害のある学生が特別支援室に求める支援では、アルバイトやサークル、ボランティア活動など学外活動への支援について、すべての学生が希望していた。次に、レポート作成や試験勉強の取り組みや計画支援、レポートの添削等の修学支援の順であった。また、特別支援室のスタッフによる対応でなく、先輩などによるサポートを希望する学生が半数を超えていた。同じ学生同士で気軽に相談できる関係を望む学生が一定数いると思われる。

表5 特別支援室に求める支援

	思う	思わない
レポート添削の支援があるとよいですか	75%	25%
レポート作成や試験勉強の取り組み方(計画も含める)の支援があるとよいですか	88%	13%
特別支援室で、アルバイトやサークル、ボランティア活動など学外活動の相談ができるとよいですか	100%	0%
先輩が勉強を教えてくれるようなサポートがあるとよいですか	63%	38%

次に、特別支援室に求める連携について、表6に示す。7割以上の学生が、特別支援室と学内外の期間との連携を希望していた。特に、学生相談室と学外の医療機関・相談機関が最も多かった。

表6 特別支援室に求める連携

	思う	思わない
学生相談室と連携を取った対応があるとよいですか	81%	19%
保健センターと連携を取った対応があるとよいですか	75%	25%
学外の医療機関・相談機関と連携を取った対応があるとよいですか	81%	19%

連携以外に、特別支援室で実施している学習指導とソーシャルスキルトレーニングを受けたいか尋ねたが、受講を希望した学生は4割を下回っていた。ソーシャルスキルトレーニングについては、「分からない」との回答が半数を占めていた(表7)。

表7 学習指導と社会性指導の希望者

	受けたい	分からない	不要
特別支援室で実施する学習指導を受けたいですか	38%	31%	31%
特別支援室で実施するソーシャルスキルトレーニングを受けたいですか	38%	50%	13%

- (4) 特別支援室利用ルールについての回答を表8、施設面についての回答を表9に示す。特別支援室での面談等で使用している面談室はすべての学生が落ち着ける環境であったと回答したが、自由記述に「寒かった」との記入があった。また、特別支援室は予約制であるため、予約を行わない対応について回答を求めた。ほぼ9割の学生が予約なしでの対応を求めている。

また、特別支援室以外の休憩場所の希望は、8割の学生が落ち着かないときの休憩場所を求めている。特にその場所としては、一人で落ち着ける環境を望む学生が半数以上であった。

表8 予約対応のルール

	思う	思わない
予約なしでレポートなどの相談ができるとよいですか	88%	13%

表9 休憩場所の希望

	とても必要	必要でない
落ち着かないときに休憩できるスペースが必要と思いますか	81%	19%
必要と回答した方にお聞きします。	気になる	気にならない
休憩できるスペースには他の学生がいると気になりますか	67%	33%

#### 4. 考察

まず、配慮文書および学生の受けた配慮について考察する。配慮文書を講義担当の教員へ配布した学生が、講義内で希望する配慮を受けられていたことから、配慮文書の配布が学生や保護者の配慮の要望を講義担当の教員へ伝える手立てになっていたと考えられる。一方で、今回の調査は障害のある学生が受講した教員を質問紙調査の対象者としていないため、具体的に配慮文書をどの程度参考にして配慮を行っていたのか不明である。しかし、実際には講義担当の教員から特別支援室に配慮内容や配慮方法について相談があり、特別支援室のスタッフがよりよい形で支援が進むようコーディネートしながら、具体的な配慮依頼を行う機会も多かった。これらの対応の成果もあり、希望する配慮を受けられた学生が多くいたのではないかと考えられる。

配慮を受けられたこととは逆に、配慮文書を手渡すことについて不安を持つ学生が半数以上見られた。大学の講義は、初めて出会う教員の講義を受講する機会が数多くある。初対面の教員に対し、書類を手渡すことを不安に感じることは、障害のある学生に限らず普通の学生でも同様であると思われる。しかし、学生自身が配慮を受けるという面から考えると、教員に顔を覚えてもらうことは重要かつ大切なことである。実際、前述の教員からの問合せの中にも、手渡されたことで誰に配慮が必要なのか覚えやすかったという内容もあった。手渡すことが難しい学生への支援は個別に必要であるが、配慮を求めるという点からも今後も配慮文書を手渡すことは必要であると考えられる。

次に、特別支援室に求める支援に関して考察する。特別支援室を利用する学生たちは、修学支援に限らず大学生生活全般の支援を求めているという結果から、学生生活に慣れることに時間がかかり、生活への不安が高いのではないかと考えられる。特に、多くの学生が講義課題の取り組みや段取りへのサポートを求めていることから、修学の問題が不安を増大させる要因と考

えられる。最近では障害学生に限定しない修学支援を実施している大学が数多くあり、ピアサポーターやティーチングアシスタントによる修学支援や居場所支援（総務省中国四国管区行政評価局、2017）などが行われている。本学においても同様の取り組みが、特別支援室のリソース不足を補う上で必要であると考えられる。これらの不安を抱える一方で、学習支援やソーシャルスキルトレーニングの受講を希望しない学生が数多く見られた。これは、受講することによって具体的に何が得られるのかアンケートに明示していなかったことが一つの要因と考えられる。また、発達障害学生の自己理解の低さなどから、必要性を感じていない学生が一定数いることも要因の一つではないかと考えられる。

発達障害学生への支援については、障害者差別解消法が施行される以前の2005年に施行された発達障害支援法においても、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」（第八条2項）と明示されている。発達障害者支援法が対象とする発達障害は、自閉スペクトラム症、注意欠陥多動性障害、学習障害、その他これに類する脳機能の障害である（現在は、言語の障害、協調運動の障害、吃音とトゥレット症候群を含む）。このように、発達障害は複数の障害の総称であるため、発達障害という一つの括りで支援を行うことは現実的ではない。さらに個人差が大きいため、自閉スペクトラム症と診断であっても、個々の状態に応じた個別の支援が必要となる。また、発達障害学生に対しては、特に自己理解を促す支援の取り組みも重要であると考えられる。

最後に、特別支援室のルールや施設面について考察する。ルールや施設等の問題は、専従の教職員が特別支援室に常に在室していることによって明らかになったと考えられる。障害があり修学に困難のある学生は、予約が必要であるが、常に必要な時に手助けを求めることができ、支援を得られるようになった。その中で、時を選ばずに修学の不安を解消したい気持ちから、多くの学生が予約なしでの修学支援を希望したと考えられる。

面談室等の施設は、本調査から学生が落ち着くことのできる環境であったと考えられる。高等教育の場においても講義室の状況等によって、高いストレスを感じ、その結果パニックになり途中退室する学生らがいる。近年小中学校では、授業中にパニックになり教室を飛び出す児童生徒のために、カームダウンスペースが活用されている。本学では、特別支援室がカームダウンスペースの役割を担っていると考えられる。しかし、特別支援室は学生の出入りがあり、青年期の女性にとり他者の視線は非常に気になるものである。そのため、他者の目を気にせずに落ち着きを取り戻すための場所を彼女らが学内に求めたと考えられる。これらのことから、教職員が特別支援室に常に在室していることは、障害のある学生に安心感を与えるものとなっていると考えられる。

本調査では5件法を用いたが、発達障害のある学生においては自己モニタリングの弱さや尺度に対して心理的感覚の対応づけの難しさがあることがうかがわれた。支援ニーズを適切にく



み取るためには、質問紙以外に日常の面談で丁寧に確認する必要が重要であると言える。

昨今の入学試験の選抜方法の多様化により、様々な学生が大学に入学する。障害特性による学習・生活上の困難が、入学後に大学生活への適応の難しさとして表面化するケースがある。松浦・坂原（2007）は、「大学は、入学を許可した彼らに対して学習の機会を保証する義務がある。学生に対する支援は決して学内の一部のスタッフが個人的レベルで対応できるものではない。なによりも大学全体が共通認識をもって彼らの支援に取り組むことが求められている。」と述べている。在籍している以上、学生に可能なかぎり支援を行うことにより、退学や休学することなく大学生活を過ごすことができる環境を用意することも、現在の高等教育機関に求められる重要な配慮の取り組みであると考えられる。

#### 引用文献

- 神田健次 1999 本学の身体障害者受け入れの取り組み - 歴史と現状 - 関西学院大学人権研究 **3**, 29-33
- 松浦光和・坂原 明 2007 高機能広汎性発達障害の学生に対する大学内の支援について 宮城学院女子大学発達科学研究, **7**, 47-54
- 文部科学省 2015 文部科学省所轄事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
- 総務省中国四国管区行政評価局 2017 国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査結果報告書

(2018年10月17日受領、2018年11月15日受理)

(Received October 17, 2018; Accepted November 15, 2018)

2017年度前期  
特別支援室 利用者アンケート

本アンケートは、今後の特別支援室の改善のため、特別支援室を利用している学生に記入をお願いしております。  
本アンケートの集計結果は、個人が特定されない形で学内外に報告することがあります。  
ご協力をお願い申し上げます。

次の質問に○(マル)でお答えください  
(例)

まったくなかった 1-----2-----3-----4-----5 十分にあった

次の質問に○(マル)でお答えください。

1. 講義を選ぶときに、UNIPAに掲載されたシラバスの内容は分かりやすかったですか  
とても分かりにくかった 1-----2-----3-----4-----5 とても分かりやすかった
  2. 履修科目を選ぶときに、特別支援室で相談や支援を受けることができましたか  
支援は不要であった / まったく受けられなかった 1-----2-----3-----4-----5 十分に受けられた
- <配属文書について> ※配属文書の作成がない場合は、14番にお進みください。
3. 配属文書の内容は適切でしたか  
まったく適切ではなかった 1-----2-----3-----4-----5 十分に適切であった
  4. 配属文書を科目担当教員に配付した時期は適切でしたか  
まったく適切ではなかった 1-----2-----3-----4-----5 十分に適切であった
  5. 配属文書を科目担当教員に手渡すことに不安はありませんでしたか  
まったく不安はなかった 1-----2-----3-----4-----5 かなり不安があった
  6. 配属文書の事項に対して、配属を受けられましたか  
まったく受けられなかった 1-----2-----3-----4-----5 十分に受けられた
  7. 配属の方法は希望に沿ったものとしたか  
まったく希望に沿っていませんでした 1-----2-----3-----4-----5 十分に希望に沿っていた

2017年度前期

8. 希望していない配属がありましたか (不要な配属 や 余計な配属など)  
まったくなかった 1-----2-----3-----4-----5 かなりあった  
具体的には、

<講義での配属について>

9. 座席に対する配属はありませんか  
この配属は求めていない / まったくなかった 1-----2-----3-----4-----5 かなりあった
10. 講義で資料等に対する配属はありましたか (録音・板書撮影・資料配付など)  
この配属は求めていない / まったくなかった 1-----2-----3-----4-----5 かなりあった
11. 講義で出席等に対する配属はありましたか (遅刻・欠席・途中退席など)  
この配属は求めていない / まったくなかった 1-----2-----3-----4-----5 かなりあった
12. 講義内の小テスト、学期末試験で必要な代替処置を受けることができましたか  
この配属は求めていない / まったく受けられなかった 1-----2-----3-----4-----5 十分に受けられた
13. 講義内的小テスト、学期末試験で設問の意図が分かりにくい出題がありましたか  
この配属は求めていない / まったくなかった 1-----2-----3-----4-----5 かなりあった

<特別支援室の活用について>

14. 特別支援室で、あなたに必要な修学支援を受けることができましたか  
まったく受けられなかった 1-----2-----3-----4-----5 十分に受けられた
15. 面談室は、落ち替ける環境でしたか  
まったく落ち替けなかった 1-----2-----3-----4-----5 とても落ち替けた
16. 面談室で気にならなかったこと  
まったくなかった 1-----2-----3-----4-----5 かなりあった  
気になること

2017年度前期

17. 落ち着かないときに休憩できるスペースが必要と思いますが  
必要ではない 1-----2-----3-----4-----5 とても必要
18. 17で必要と回答した方にお聞きします。休憩できるスペースには他の学生がいると気になりますか  
まったく気にならない 1-----2-----3-----4-----5 とても気になる
19. 予約なしでレポートなどの相談ができるとういですが  
まったくそう思わない 1-----2-----3-----4-----5 とてもそう思う
20. 特別支援室で実施する学習指導やソーシャルスキルトレーニングを受けたいですか  
学習指導： 不要 ・ 分からない ・ 受けたい  
ソーシャルスキルトレーニング： 不要 ・ 分からない ・ 受けたい
21. レポート添削の支援があるとういですが  
全くそう思わない 1-----2-----3-----4-----5 とてもそう思う
22. レポート作成や試験勉強の取り組み方（計画も含める）の支援があるとういですが  
全くそう思わない 1-----2-----3-----4-----5 とてもそう思う
23. 特別支援室で、アルバイトやサークル、ボランティア活動など学外活動の相談ができるとういですが  
全くそう思わない 1-----2-----3-----4-----5 とてもそう思う
24. 先輩が勉強を教えてくれるようなサポートがあるとういですが  
全くそう思わない 1-----2-----3-----4-----5 あるところでもない
25. 学生相談室と連携を取った知前があるとういですが  
全くそう思わない 1-----2-----3-----4-----5 とてもそう思う
26. 保健センターと連携を取った知前があるとういですが  
全くそう思わない 1-----2-----3-----4-----5 とてもそう思う
27. 学外の医療機関・相談機関と連携を取った知前があるとういですが  
全くそう思わない 1-----2-----3-----4-----5 とてもそう思う

2017年度前期

28. 特別支援室にご要望やご質問がありましたら、ご自由にお書きください。

ご回答いただきありがとうございます。  
特別支援室にご要望がありましたら、お気軽にご連絡ください。

**An approach to support disabled students in private college in Japan  
– The consideration for the need be supported by  
the administration of college. –**

Daigo TOMINAGA

Eonji KIM

Mari UMEDA

Abstract

Recently, colleges are required to reasonable accommodation for disabled students. However, in mid-sized private colleges is far behind in comparison with national universities. In a private mid-sized college, the Office for Students with Disabilities (OSD) was established in 2016. The correspondence of students with disability increases year by year, and it is necessary to review the support approaches. In this article, we report that we were carried out user's questionnaires for the OSD in private college to clarify a kind of needs of support, and examined the approach to support disabled students. We found that they were able to receive the rational consideration by getting the document; the rational consideration request document which was handed out by the college's administration office. Moreover, we found that some students will expect the OSD to be getting to help around their campus life. Also, the necessity of the space which they go back to being themselves became clear.